

第 18 号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 22 年 2 月 23 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

職員の給与及び旅費に係る減額措置等を継続するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第32項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第34項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「100分の50」を「100分の75を超えない範囲内で規則で定める割合」に改める。

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成19年芦屋市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市職員等の旅費に関する条例(昭和41年芦屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則第3項及び第4項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和34年芦屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

付則第 11 項中「平成 22 年 3 月 31 日」を「平成 24 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

職員の給与及び旅費の減額措置等を継続するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 行政職給料表6級及び教育職給料表（一）5級適用者に係る給料月額の見直し措置を平成24年3月31日まで延長する。（附則第32項）

イ 管理職員特別勤務手当の見直し措置を一部緩和した上で、平成24年3月31日まで延長する。（附則第34項）

(2) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正 （第2条関係）

行政職給料表特5級適用者に係る給料月額の見直し措置を平成24年3月31日まで延長する。（附則第11項）

(3) 芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第3条関係）

日当及び食事料の支給凍結措置を平成24年3月31日まで延長する。

（付則第3項及び第4項）

(4) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

（第4条関係）

管理職員特別勤務手当の見直し措置を(1)イに準じて平成24年3月31日まで延長する。（付則第11項）

3 施行期日

平成22年4月1日